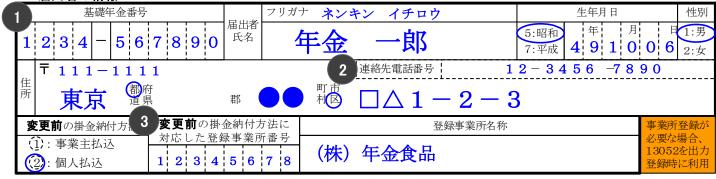
【K-008A号】加入者掛金納付方法変更届 兼 事業所登録申請書 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

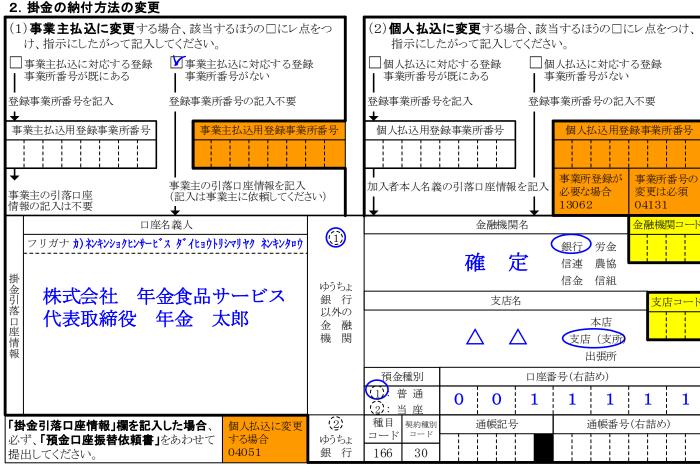
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

お勤め先への照会等により事業主名称等欄を無断で作成、改変したと認められた場合、本手続が取り消されることがあります。

1. 届出者の情報



2. 掛金の納付方法の変更



3. 事業主の確認事項

	· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
事業主名称等	1. 上記の事項について確認し、掛金の納付方法の変更に 伴い、事業所登録が必要な場合、同登録を申請します。	郵便番号	106-0032	TEL	23 -	4567-	89	0 1
				令	和 14	年 10月	1	日
	2. 掛金の納付方法を「個人払込」に変更する場合、その理由は、次の選択肢のとおりです。	住所	東京都○区 △△△					
		事業所名称フリガナ		ヒンサー	-ビス			
	■ 対 申出者の希望		株式会社 年金食品サ	ービス				
	: ■ 事業主の都合(以下のカッコ内に理由を記入してください)	事業主名称	代表取締役 年金 太良	代表取締役 年金 太郎				
		担当者名	年金 一郎					
		/四(女坐)の上の日人、女坐)のひざい とがに りょうコ)						
ı		(個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入)						

<注意事項>

- 第2号加入者(共済組合員を除く)で勤務先に変更はないが、個人払込から事業主払込に、 または事業主払込から個人払込に、掛金の納付方法を変更する場合に使用する届書です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 (1. 届出者の情報欄:加入者が訂正・2. 掛金の納付方法の変更欄:事業主払込に変更 する場合は事業主が訂正/個人払込に変更する場合は加入者が訂正・3. 事業主の確認 事項欄:事業主が訂正)
 - ※掛金の納付方法として事業主払込を選択する場合は、「掛金引落口座情報」の訂正は 訂正印として事業主の署名印の押印が必要です。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

1. 届出者の情報欄≪加入者が記入してください。≫

- 基礎年金番号
 - ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
 - ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
- 連絡先電話番号

日中に問合わせができる電話番号を記入してください。 (携帯電話の電話番号も可能です。)

変更前の掛金納付方法に対応した登録事業所番号

不明な場合は、空欄でも構いません。

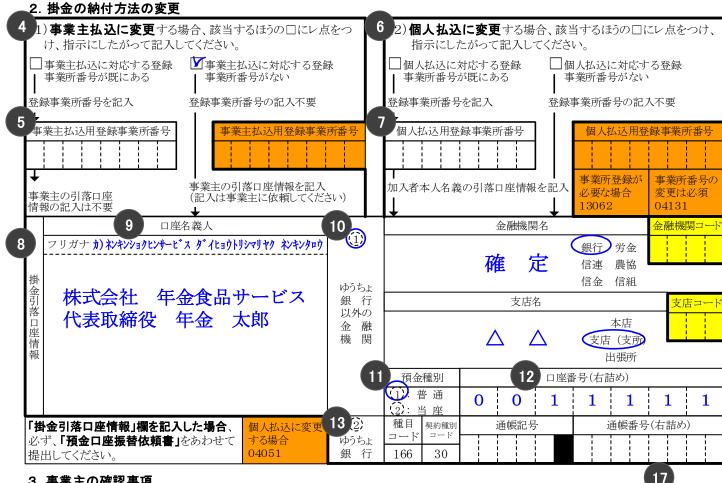
身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

お勤め先への照会等により事業主名称等欄を無断で作成、改変したと認められた場合、本手続が取り消されることがあります。

1. 届出者の情報





17 3. 事業主の確認事項 郵便番号 106-0032 TEL 23-4567-8901 1. 上記の事項について確認し、掛金の納付方法の変更に 伴い、事業所登録が必要な場合、同登録を申請します 15 1年 10月 1 東京都〇区 △△△ 2. 掛金の納付方法を「個人払込」に変更する場合、その理由 14 は、次の選択肢のとおりです。 事業所名称 カ) ネンキンショクヒンサービス フリガナ ☑申出者の希望 株式会社 年金食品サービス 事業主名称 代表取締役 年金 太郎 □事業主の都合(以下のカッコ内に理由を記入してください 17 担当者名 年金 一郎 (個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏名を記入)

2. 掛金の納付方法の変更欄≪事業主払込に変更の場合は事業主が記入してください。≫ ≪個人払込に変更の場合は加入者が記入してください。≫

事業主払込に変更する場合

該当する□にレ点を記入してください。

5 事業主払込用登録事業所番号

- ・「事業主払込に対応する登録事業所番号が既にある」の□にレ点を入れた場合に、記入してください。
- 不明な場合は、空欄でも構いません。

個人払込に変更する場合

該当する□にレ点を記入してください。

個人払込用登録事業所番号

- 「個人払込に対応する登録事業所番号が既にある」の□にレ点を入れた場合に、記入してください。
- ・不明な場合は、空欄でも構いません。

掛金引落口座情報

「掛金引落口座情報」欄を記入した場合は、必ず、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(K-007A号)」 をあわせて提出してください。

口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

- ・掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)
- ・事業主払込の場合は事業主名義、個人払込の場合は申出者名義となります。

【10】1. ゆうちょ銀行以外の金融機関

掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、「1」に○印を付け、金融機関名、 本店・支店名を記入してください。

預金種別

該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

13 2. ゆうちょ銀行

掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を 右詰めで記入してください。

3. 事業主の確認事項欄≪事業主が記入してください。≫

■14 2. 納付方法を個人払込に変更する理由

納付方法を「個人払込」に変更する場合のみ、該当する選択肢の□にレ点を記入してください。

15 住所

個人事業主の場合は、事業主の住所を記入してください。

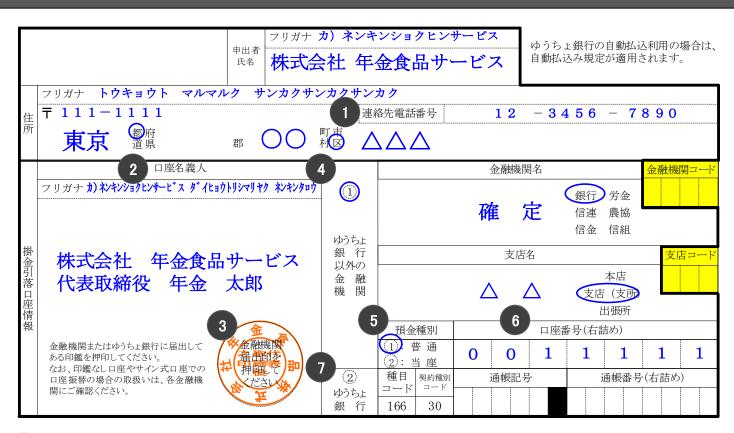
事業主名称

個人事業主の場合は、事業主の氏名を記入してください。

177 担当者名·電話番号

担当者名・電話番号を記入してください。

【K-007A号】預金口座振替依頼書·自動払込利用申込書 記入要領



- 1 連絡先電話番号
 - 日中に問合わせができる電話番号を記入してください。 (携帯電話の電話番号も可能です。)
- 2 口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)
 - ・掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)
 - ・事業主払込の場合は事業主名義、個人払込の場合は申出者名義となります。
- 3 金融機関届出印

口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出してある印鑑を押印してください。 (金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。 そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要はありません。)

4 1. ゆうちょ銀行以外の金融機関

掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、「1」に○印を付け、 金融機関名、本店・支店名を記入してください。

5 預金種別

該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

6 口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

7 2. ゆうちょ銀行

掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を 右詰めで記入してください。

<注意事項>

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢は、該当する数字に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 「掛金引落口座情報」の訂正は、訂正印として金融機関届出印の押印が必要です。
- 記入内容の誤り、不備等や、印鑑相違、押印不鮮明等の場合は、再度提出をお願いする ことになります。その場合は掛金の引落しができない場合がありますので、ご提出の前に 今一度、記入内容、届出印の押印状態をご確認ください。

(※引落せなかった掛金を後日、改めて納付することはできませんので、ご注意ください。)

掛金引落金融機関について(2022年12月9日現在)

国民年金基金連合会と口座振替契約を締結し、iDeCo の掛金を引落すことができる金融機関は以下の通りです。

- 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行
- 信託銀行の一部(みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行)
- その他銀行(あおぞら銀行、イオン銀行、埼玉りそな銀行、PayPay 銀行、新生銀行、住信 SBI ネット銀行、ソニー銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、au じぶん銀行、GMO あおぞらネット銀行)
- 信用金庫
- 信用組合
- 労働金庫
- 信用農業協同組合連合会(信連)、農業協同組合(農協)

なお、以下の金融機関は国民年金基金連合会との口座振替契約がないため、掛金引落 金融機関に指定することはできません。

- 信託銀行の一部(野村信託銀行、SMBC信託銀行 など)
- ・ ネット銀行の一部 (セブン銀行 など)
- ・ その他銀行
- 外国銀行
- 商工組合中央金庫
- 農林中央金庫
- · 信用漁業協同組合連合会(信漁連)、漁業協同組合(漁協)